

指定管理施設の管理運営評価表（評価対象年度：令和7年度）

担当部署名	教育委員会事務局 北部教育事務所
評価対象期間	令和 7年 4月 1日 ～ 令和 8年 3月 31日
評価対象年度指定管理料	10,995,000 円

1. 施設の概要等

施設の概要	名 称	松阪市嬉野体育施設
	所 在 地	松阪市嬉野権現前町423番地53 他
	設置目的	スポーツを通じて市民の体育振興及び心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の向上に寄与する。
	設備の概要	1 松阪市嬉野体育センター （構造）鉄骨造平屋建 （面積）1,491㎡ （施設内容）バレーコート2面・事務所他 2 松阪市嬉野グラウンド （面積）10,062㎡ （施設内容）軟式野球1面・管理棟・夜間照明

2. 指定管理者の概要等

指定管理者	名 称	特定非営利活動法人うれしのスポーツクラブA F L E C
	所 在 地	松阪市嬉野権現前町423番地53
指定管理業務の内容		1. 体育施設の利用の許可等に関すること。 2. 体育施設の利用に係る料金の収受に関すること。 利用料金に係る収受、返還、免除等の各手続事務を行うこと。 3. 体育施設等の維持管理及び修繕に関すること。 4. 物品等の貸し出しに関すること。 5. 生涯スポーツ社会の実現に向けた多様なサービスの提供に関すること。 スポーツに参加しやすい環境づくりや住民のニーズに応じたイベント、健康教室等の開催を行うこと。
業務運営実施状況	管理業務の実施状況	○利用状況 体育センター 利用時間 4,486時間 利用人数 24,762人 グラウンド 利用時間 1,472時間 利用人数 11,945人 ○草刈・除草業務 グラウンド及び駐車場12日 ○簡単な修繕・補修6日 ○グラウンド整備3日 ○グラウンド溝清掃1日 ○松阪市嬉野体育センター清掃業務委託1回 ○電気保安管理業務委託 通年 ○消防用設備点検業務委託 2回
	サービスの質の向上	令和7年度は会員数が昨年よりも20名以上増え、350名になった。月1回の軽スポーツやグラウンドゴルフ大会のイベント周知に努め、会員及び一般の方々にも参加してもらえた。空調設備設置工事の実施にあたり、利用者へ事前に館内掲示、窓口での口頭説明等による周知・連絡を徹底し理解を得た。市内の公民館・小中学校等にスポーツ用具の貸出、指導も増えスポーツ振興に努めた。
	施設・設備等の維持管理	電気保安管理(通年)、消防用設備点検(年2回)、体育センターの清掃(年1回)、などについては、業者と委託契約を行い、定期的に対応している。また、草刈や年末清掃等、理事総出で行い、施設及び周辺の環境整備に努めた。さらにグラウンドのネット修繕やバドミントンの床金具修繕を行い、利用者が安全に施設を利してもらえるようにした。

指定期間	令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 11 年 3 月 31 日
------	-----------------------------------

(単位：円)

			事業計画	事業収支実績				
				令和6年度	令和7年度			
事業収支推計	収入	指定管理料	10,896,112	10,995,000	10,995,000			
		利用料収入	2,720,000	3,306,900	3,028,600			
		会費・参加費	925,000	1,093,350	1,190,550			
		その他	18,900	69,063	180,099			
		その他委託料						
		計（A）	14,560,012	15,464,313	15,394,249			
	支出	人件費	7,039,000	7,158,226	7,626,276			
		事務費	1,014,012	1,088,776	1,012,717			
		事業費	6,507,000	7,528,843	6,575,475			
		計（B）	14,560,012	15,775,845	15,214,468			
収支差引額（A）－（B）		0	△ 311,532	179,781				

3. 指定管理者業務運営項目別評価

評 価 項 目			指定管理者 自己評価		担当部署評価	
業務運営項目	内 容		採点	判定	採点	判定
管理業務の実施状況	①施設の目的や基本方針の確立	施設の設置目的に基づいた管理運営上の基本方針が確立されていたか。 また、職員は理解していたか。	5	A	5	A
	②施設設置目的の達成度	施設の管理運営を通して、施設の設置目的は達成されたか。	4		4	
	③利用者数	利用者数は当初目標数を達成されたか。	5		5	
	④運営状況	施設の供用日数・供用時間は守られたか。また、適正な施設の維持管理、運営が行われたか。	5		5	
	⑤職員の配置状況・勤務実績	職員の配置状況・勤務実績は適正であったか。また、業務執行体制（作業責任者・業務担当者）は明確になっていたか。	5		5	
	⑥意思疎通	管理運営業務全般について、市と指定管理者の責任者の間で十分な連絡調整がなされていたか。	5		5	
	⑦各種管理記録等の整備・保管	各種業務計画書、点検記録、整備・修繕・事故・故障等の履歴等の各種管理記録等が整備・保管されていたか。	5		5	
	⑧地域の振興・活性化	地域や地域住民との交流・連携に関する取組みを実施し、地域交流の支援を行ったか。	5		5	
サービスの質の向上	①施設利用状況及び利用者数増加への取組み	自主事業や運営方法の工夫等利用者数増加に向けた具体的な取組みはあったか。（注1）	5	A	5	A
	②利用者の平等な利用	個々のサービスについて、対応職員によって格差が生じないよう、施設のサービス水準を確保するための取組みを行ったか。	5		5	
	③適切な情報提供	全ての利用者が情報を得ることができるよう適切な利用情報の提供を行ったか。	4		4	
	④利用促進・PR	当該施設・事業について、広報誌やパンフレットを作成するなど、具体的な取組みが実施され、積極的な利用促進が図られたか。	5		5	
	⑤非常時・緊急時の対応	事故、災害等の緊急事態発生時の危機管理マニュアルの整備や対応体制の確立はされていたか。	5		5	
	⑥苦情解決体制及び対応	利用者からの意見・苦情等を受けて迅速かつ適切に処理できる体制が整っていたか。 また、事故、苦情に対する対応は適切であったか。	5		5	
	⑦自主事業	利用者ニーズに即した自主事業が実施されたか。	5		5	
	⑧利用者アンケートの実施	利用者アンケートを実施し、利用者の意見・要望、満足度の把握に努めたか。 課題がある場合は対応策を講じたか。	4		4	
施設・設備等の維持管理	①建物・設備の保守点検	建物・設備が適切に管理され、安全性の確保及び良好な機能の保持がされていたか。	5	A	5	A
	②備品・什器等の保守点検	備品・什器等が適切に管理され、良好な機能が保持されていたか。	5		5	
	③修繕業務	点検によって異常が認められた場合には、速やかに修繕・交換・整備・調整等の適切な処置を講じたか。	5		5	
	④樹木・植栽等管理業務	草取りや除草等を行い、利用者が快適に利用できるような良好な景観が保たれていたか。	5		4	
	⑤清掃業務	敷地内は全て利用者が快適に利用できるよう清潔な状態が保たれていたか。	5		5	
	⑥鍵管理	鍵の管理は適切であったか。	5		5	

【（注1）のみ指定管理施設の管理運営評価表作成要項の評価基準1-（2）の採点基準にて評価】

4. 総合評価

指定管理者自己評価	担当部署評価
【努力した点・成果等】 体育施設を利用者に安全かつ気持ちよく利用していただくために日々の見回りや清掃に努めた。 老朽化しているグラウンドネットの修繕やナイター照明修繕など実施して環境整備を行った。 市内の公民館等への用具の貸出、スポーツ指導に出向き、地域のスポーツ振興に努めた。	【評価すべき点】 ○施設周辺の清掃や施設設備の点検を日常的に実施し、利用者が安心・安全に利用できるように努められた。 ○施設設備の修繕を計画的に行うとともに、突発的な出来事にも迅速に対応し、利用者の利便向上に取り組まれた。 ○地域のスポーツ活動に関わることで、散発のイベントが定期的な講座に発展するなど、スポーツ振興に貢献された。
【改善すべき点】 指定管理者としてより効果的な運営を心がけ、利用者の満足度をあげるように努力していきたい。 自主事業では新しいイベントを実施し、幅広い年代の方々がスポーツする機会を増やし、地域住民の健康増進と交流を推進していきたい。	【指導すべき点】 ○安定的な施設の管理運営を継続するため、指定管理者の後継者育成など体質強化が望まれる。 ○地域との連携により、地域のニーズを引き続き把握し、地域住民の健康増進と交流の推進に努めていただきたい。
【所属長意見（今後の方向性等）】 昭和57年の竣工後44年が経過しており、施設整備の老朽化が進むなか応急的な修繕を行っているが、より大規模な修繕等が必要となる箇所が増えてきている。このため施設運営を行ううえで市と密接に連携を図りつつ、機器等の点検を行い利用者が安心安全に利用できるよう、引き続き努めていただきたい。 自主事業など多くの方に施設利用をしていただけるよう取組を進めていただき、市民が気軽にスポーツや運動ができるよう、安全で快適に利用しやすい効率的な施設の運営に努めていただきたい。	

点数	採点基準	
5	優良	協定等で定めた水準以上のサービスが提供されているとともに、独自の新たなサービスが提供されている。
4	良	協定等で定めた水準以上のサービスが提供されている。
3	普通	協定等で定めた水準のサービスが提供されている。
2	やや劣る	協定等で定めた水準のサービスが一部提供されていない。
1	劣る	協定等で定めた水準のサービスが多くの業務で提供されていない。早急に改善が必要である。

評価	評価の判定基準
A	5が半分以上かつ残りも3以上
B	全てが3以上
C	2が含まれる
D	1が含まれる